研修受講に関する留意事項（研修担当課及び所属長用）

1　研修に専念させることについて

研修期間中は、受講予定者（受講生）が研修に専念できる環境を確保するため、緊急の場合を除き、職場等から電話連絡を受けることがないようご配慮いただき、事前の調整を行ったうえで研修に参加するよう指導してください。

2　受講生に対する指導等について

（１）「研修のしおり」及び「研修受講に関する留意事項（受講生用）」を確認（当研修所ホームページに掲載）し、必要な事前準備をしたうえで、所定の日時までに研修所に入所するよう指導してください。

（２）命令権者は、受講生に対し、当該研修に係る旅行命令を発してください。

（３）所定の日時に入所できない場合は、研修所（次頁の連絡先）にご連絡ください。

（４）身体の障がい、重度の食物アレルギー等、研修所に配慮を要望する事項等がある場合には、「研修受講申告書」（連絡事項欄）に、その旨を記入することにより、必ず研修所に申告するよう指導してください。

3　受講申込みの取消しについて

疾病等やむを得ない事由により、研修の受講が困難となった場合には、直ちにその旨を研修所に連絡し、必要な協議を行ってください。

4　集団感染の予防について

本研修は、宿泊型で実施するものです。研修前から、健康管理には十分に留意して行動するよう指導してください。入所時に体調不良等がある場合は、感染症等のまん延を防止するため、受講を制限することがあります。

5　当研修所のルールについて

当研修所では、研修は公務であるという考えのもと、受講生が公務員としての自覚を持って研修に専念し、節度ある研修生活を送るために、以下のとおりルールを定めています。

当研修所のルールに反する行為を行った場合は、退所等を命ずる場合がありますので、このことについて受講者に周知徹底を図っていただくようお願い致します。

（１）研修所に生鮮食品及び酒類を持ち込むこと（宅配便等を含む）は禁止する。

（２）飲酒は、所定の時間と場所に限り認める（新型コロナウイルス感染症の諸情勢等により取扱いを変更する場合がある）。

（３）喫煙は、所定の場所を除き、禁止する。

（４）他の受講生に迷惑を及ぼす行為その他公務員としてふさわしくない行為は禁止する。

【連絡先】
市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
担当教授：小柳　　寛（研修部）　E-mail　h-koyanagi@jamp.gr.jp
担当主査：土師　正敬（研修部）　E-mail　m-haji@jamp.gr.jp
〒261-0025　千葉市美浜区浜田１丁目１番地
電　話　043-276-3126（研修部）　ＦＡＸ　043-276-5251（研修部）